

埼玉県統計調査員取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、統計調査員の職務、任免、報酬その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、「統計調査員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する調査員の職にある者で、県が実施する統計調査又は国、他の地方公共団体その他の者から委託を受けて実施する統計調査（国勢調査を除く。）に係る事務に従事させるため知事が設置する者をいう。

第3 職務

- 1 統計調査員は、調査票の配布及び収集、その他関係書類の作成並びにこれらに付帯する事務を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事が指導員として指定する統計調査員(以下「指導員」という。)、統計調査員に対する指導、調査票その他関係書類の検査及びこれらに付帯する事務を行う。

第4 任免

1 任免手続

- (1) 統計調査員の任免は、埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則（昭和45年埼玉県規則第1号）の定めるところにより、部長が行うものとする。
- (2) 統計調査員の任免は、別表の発令事由に対応する記載形式により様式1の通知書を本人に交付して行うとともに、市町村長にその旨を通知するものとする。
- (3) 統計調査員には、県が実施する統計調査では知事が行う県統計調査に関する規則（平成21年埼玉県規則第17号）第2条第4項で規定する身分証明書を、国等から委託を受けて実施する統計調査では様式2の統計調査員証を交付する。
- (4) 統計調査員の任用は、原則として埼玉県統計調査員確保対策要綱（昭和49年10月28日企画財政部長決裁）で登録された統計調査員希望者の中から、市町村長の推薦に基づいて行う。

2 任期

統計調査員の任期は、原則として1年以内の期間とする。

3 任用の条件

統計調査員の任用の条件は、次のとおりとする。

- (1) 責任をもって調査事務を遂行できる者であること。
- (2) 原則として指導員は25歳以上の者、調査員は20歳以上の者であること。
- (3) 秘密の保護に関し信頼のおける者であること。
- (4) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第2条第11号に規定する徴収職員又は地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第3号に規定する徴税

吏員でない者であること。

- (5) 警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 34 条第 1 項に規定する警察官又は同法第 55 条第 1 項に規定する警察官でない者であること。

4 解任

統計調査員が次のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により退職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 統計調査員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (5) その他、部長が必要と認めたとき。

第 5 報酬及び費用弁償

統計調査員の報酬及び費用弁償は、県が実施する統計調査については非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年埼玉県条例第 31 号）の定めるところにより、国等から委託を受けて実施する統計調査については国等の定めるところにより、月額、日額又はそれ以外の方法により支給する。

第 6 服務等

- 1 統計調査員の服務、分限及び懲戒については、一般職の例による。ただし、服務の性質上これにより難いものについてはこの限りでない。
- 2 統計調査員は、職務に従事するときは、交付された身分証明書又は統計調査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

第 7 災害補償

統計調査員が公務等のため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合においては、議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年埼玉県条例第 51 号）の定めるところにより補償するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行日以前において、既に任用している統計調査員は、この要綱第 4 の規定により任命された者とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 統計調査員証の様式については、施行日から起算して 1 年を経過するまでの間は、本要綱の規定にかかわらず、日本工業規格 A7 判の様式 2 を使用することができる。
(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 の 1(3) の規定により交付する統計調査員証の様式については、施行日から起算して 1 年を経過するまでの間は、本要綱の規定にかかわらず、従前の様式 2 を使用することができる。

様式 1

(氏 名) 様

(通知書の記載形式を記入する。)

年 月 日

埼玉県知事 氏名 印

様式2

(表)

写真	第 号	
	統計調査員（指導員）証	
調査名		
氏名		
この者は、上記の統計調査に従事する調査員 (指導員)であることを証明する。		
任命期間	年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日	埼玉県知事	印
 政府統計		

(裏)

注意事項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、任命期間が満了したとき、資格を失ったとき、又は発行者から返納を命じられたときは直ちに発行者に返納しなければならない。

***統計法(抄)**

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略)業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)

照会及び連絡先

埼玉県〇〇部〇〇課 Tel048-830-〇〇〇〇 (直通)

〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1

* 必要に応じて法令等記入。

別表

発令事由	通知書の記載形式
1 任命 1 任期 年 月 日から 年 月 日まで 2 報酬 月額 (日額、1調査区当たり、1調査客体当たり、その他) 円 3 費用弁償 (必要に応じて記入) 4 調査区等 (必要に応じて記入)	(a) の調査員 (指導員) を次により委嘱します ただし、非常勤とします
2 解任 *任期内において必要が生じた場合。	(a) の調査員 (指導員) の職を解きます
3 変更	「 A 」を「 B 」とします。

注：通知書の記載形式の欄中「a」とあるのは、次の区分により記入する。

「a」統計調査名

「A」任命の通知書の項、通知書の記載形式の欄中の1～4の見出し

「B」任命の通知書の項、通知書の記載形式の欄中の1～4の発令内容